

## 付 議 第 6 号

### 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の 一部を改正する規則議案

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「中学校（」を「中学校（義務教育学校の後期課程及び）」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由及び内容

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により学校教育法が一部改正され、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が設けられることに伴い、義務教育学校の後期課程を追加しようとするもの。

2 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(抜粋)

本則

(貸与の申請手続)

第3条 略

2～5 略

6 申請者が中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)又は高等学校等に在学している場合の第1項から第3項までの規定による申請書等の提出は、当該在学している中学校又は高等学校等を通じて行わなければならない。

本則

(貸与の申請手続)

第3条 略

2～5 略

6 申請者が中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)又は高等学校等に在学している場合の第1項から第3項までの規定による申請書等の提出は、当該在学している中学校又は高等学校等を通じて行わなければならない。